

審議結果速報

(令和6年10月10日)

請願6年福祉保健第31号

鳥取県議会

請 願 審 議 結 果

令和6年9月定例会

請願（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-31 (R6.8.28)	福 祉 保 健	現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を提出することを求める請願	不 採 択 (R6.10.10)
▶請願事項 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を提出すること。			

▶所管委員長報告（R6.10.10本会議）会議録暫定版

国においては、マイナ保険証を保有していない方全てに、被保険者資格を証明する「資格確認書」を当分の間申請によらず交付するほか、資格確認を行う際に第三者の介助を要するなどマイナ保険証での受診が困難な方には、マイナ保険証を保有していても、本人の申請又は代理申請により、資格確認書を交付し、マイナ保険証を使用しなくても保険診療を受けることが可能としています。また、マイナ保険証を利用して受診する際、それが医療機関等の窓口で無効と判断され利用できない場合や、マイナンバーカードと健康保険証の紐付け誤りについても、国において、対応・対策が講じられているところです。

なお、令和5年5月30日に全国知事会から国に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」が行われ、同年6月27日には、県から、個人番号の誤登録の再発防止に向けた国要望を行い、その安全性確保等を国に求めているところです。

こうした状況を踏まえ、県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件請願は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶請願理由

政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日に現行の健康保険証を廃止するとしているが、「マイナ保険証」をめぐる問題は問題が続出し、多くの国民が不安を抱えている。窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。こうした事態に被保険者や医療現場からも懸念の声が上がっている。とりわけ、認知症高齢者をはじめとするデジタル弱者にとっては、家族等の手助けがあっても初めてマイナンバーカードを申請・取得し、さらに暗証番号の管理、診察のたびにマイナ保険証を持参することなどが容易ならざることを踏まえると、拙速な一本化は、健康保険証を持つことができない「保険証難民」の発生さえ危惧され、国民皆保険が根底から揺らぐ事態になりかねない。

いま必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返ることである。ついては、住民の健康を守る立場から、貴議会から国へ意見書を提出していただくようお願いする。

▶提出者

鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一

▶紹介議員

市谷 知子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/17 常任委員会資料

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

【現 状】

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することとなった（公布日：令和5年6月9日、施行日：令和6年12月2日）。なお、改正法の施行時点で交付済みの健康保険証は最長で1年間有効（先に有効期限が到来する場合は有効期限まで）とみなす経過措置が設けられている。
- 2 健康保険証の廃止後は、マイナ保険証を保有していない方全てに、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した「資格確認書」が、当分の間申請によらず交付されることになっており、この資格確認書を医療機関・薬局の窓口で提示し、加入している医療保険の資格確認を行うことで、引き続き、保険診療を受けられることとなっている。
 - ※なお、資格確認書で受診等する場合には、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできない。
- 3 また、マイナ保険証を所持していても、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があるなどマイナ保険証での受診が困難な要配慮者については、本人の申請により資格確認書が交付され、マイナ保険証を使用しなくても保険診療を受けることが可能になっている。なお、資格確認書の交付申請は代理申請が可能であり、更新時には申請は不要となっている。
- 4 厚生労働省では、マイナ保険証が医療機関等の窓口で無効とされ利用できない場合やマイナンバーカードと健康保険証の紐付け誤りに対し以下の対応を講じている。
 - (1) マイナ保険証が医療機関等の窓口で無効とされ利用できない場合への対応
 - ・医療機関等の窓口にある資格確認端末でマイナ保険証によるオンライン資格確認が行えない場合、患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルでの資格確認画面を提示すること又は被保険者情報を記載した被保険者資格申立書を提出することにより、窓口での自己負担割合で受診可能としている。（令和5年7月10日付厚生労働省保険局長通知）
 - ・転職や転居等による資格変更があった際に、保険者が、届出の日から5日以内に最新の情報をオンライン資格確認等システムに登録するよう、省令を改正した（令和5年6月1日施行）。さらに、国通知で各保険者に対し、①システム登録に係る事務フローの点検等を求めるとともに、オンライン資格確認等システムに未登録のまま、加入者がマイナ保険証を使う事態を回避するため、②加入者に登録までに有する期間の周知や登録完了後の通知を行うよう依頼した（令和6年7月）。
 - (2) マイナンバーカードと健康保険証の紐付け誤りへの対応
 - ・マイナンバーカードと健康保険証の紐付けについて、国が全保険者に対し、正しい方法により紐付けを実施しているか点検を要請し、その結果を踏まえ、個別データの点検及びデータ修正を依頼し、令和5年12月に総点検は完了した。
 - ・医療情報という特性を踏まえ、全ての登録済みの全データ（過去分を含む約1億6千万件）について、医療保険のデータと住民基本台帳情報の突合を行い（令和5年11月完了）、保険者等による確認作業を終了している（令和6年4月）。
 - ※検知された誤登録数：529件
 - ・確認作業終了を踏まえ、加入者が自身の被保険者資格を容易に把握できるよう、保険者が、原則全加入者に対して、健康保険証や資格情報のお知らせを送付する際に、保険者が把握している加入者情報（個人番号下4桁を含む。）を送付している。（令和6年3月～）

・新規加入者の登録時に、全てのデータについて住民基本台帳情報とのシステムによる突合を実施している。(令和6年5月～)

- 5 現在、12月2日の移行に向けて、各保険者が資格確認書の発行・運用のためのシステム改修や制度移行に係るリーフレットを送付するなど周知広報などを行っている。なお、県内の全市町村国保が11月末までに資格確認書の交付に係るシステム改修を完了する見込みである。

【県の取組状況】

- 1 マイナンバーカードと健康保険証の紐付け誤りに係る総点検については、令和5年5月23日付けの厚生労働省からの依頼に基づき、県内市町村国保・国民健康保険組合に対し作業依頼を行うとともに、点検結果報告の進捗管理を行った。
- 2 令和5年5月30日に、全国知事会長(当時)である平井知事らが、河野デジタル大臣及び松本総務大臣に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」を行った。
〔個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。〕
- 3 令和5年6月27日に、マイナンバーカードの個人番号の誤登録の再発防止に向け、国要望を行った。
〔マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、国、自治体及び事業者が一体となったチェック体制や、誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。〕